

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 味噌川ダム船舶点検業務
- 2 履 行 場 所 長野県木曽郡木祖村小木曽地内 味噌川ダム
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「役務の提供」・「その他」の認定を受けており、かつ、営業品目「船舶修理・船舶検」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年8月20日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 令和7年8月7日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年8月21日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

味噌川ダム船舶点検業務

仕 様 書

令和7年8月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「味噌川ダム船舶点検業務」(以下「業務」という。)に適用する。

第2節 業務内容

2-1 履行場所

長野県木曽郡木祖村小木曽地内 味噌川ダム

2-2 業務概要

本業務は、ダム湖の巡視や塵芥撤去作業等に用いる巡視船1隻及び作業船1隻の機能維持を目的として、点検を行うものとする。

また、巡視船については、定期検査申請等の代行を行うものとする。

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の油脂等交換・定期点検、試運転及び巡視船定期検査に関わる申請手続きの代行を含めた対応までとする。

設備名	数量	備 考
巡視船(はちもり)	1隻	定期検査対象
作業船(おくきそ)	1隻	

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、決定通知日の翌日から令和7年12月26日までとする。

なお、休日等には、日曜日及び祝日の他、作業期間内の全土曜日を含むものとする。

第4節 提出図書

本業務完了までに提出する図書の内容及び部数は次のとおりとする。

- ・点検業務報告書紙出力(A4 版) 1部

第5節 支給材料

本業務において次のものを支給する。

1. 燃料

船舶の運転操作に必要な燃料

2. 電力

業務に必要な低圧電力(ただし、引き渡し可能な場所に限る)

3. 引き渡し場所

第1章第2節2-1に示す履行場所とする。

第6節 一般事項

6-1 異常発見時の対応

本業務履行期間中に異常を発見した場合は、速やかに機構の担当者に報告し、その対応について協議するものとする。

6-2 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

6-3 設計変更

点検内容等の変更が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

6-4 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、機構担当者と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 業務対象設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、次のとおりとする。

船舶の名称	作業船 おくきそ	巡視船 はちもり
登録番号	第 220-23653	第 220-18169
取得年月日	平成6年1月10日 (船外機:H30.5、船体:H22.2)	平成7年12月21日 (船外機:H16.2、船体:H7.11)
長さ	6.77m	7.77m
深さ	0.84m	1.30m
幅	2.47m	2.57m
総トン数	1.3t	3.4t
形式・主機の種類 及び定格出力	FT60GET_L 4サイクル直列 4 気筒 60ps/5500rpm	F225AET 4 サイクルV型 6 気筒 200PS/5768rpm
製造者	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機(株)

第2節 点検・整備

2-1 全 般

点検・整備は、船舶の機能維持、信頼性確保を目的として行うものであり、巡視船及び作業船の船体や船外機等について実施するものとする。

2-2 定期検査

本業務において、受注者の費用負担により巡視船の検査を機構に代わり申請し受検するものとする。

なお、検査項目及び検査の時期は次のとおりとする。このため、検査は現地での点検作業完了後に受検するものとし、詳細時期は担当職員と事前に打合せを行い、決定するものとする。

検査項目	検査時期
定期検査	令和7年11月21日まで

- (1) 巡視船の定期検査の申請を日本小型船舶機構宛に行うにあたり、その代行を行うものとする。
- (2) 定期検査の日程を日本小型船舶機構と調整した上で、定期検査日を機構に連絡し申請するものとする。
- (3) 定期検査日には立会を行い、検査が円滑に進行するよう必要な準備を行うものとする。
- (4) 定期検査手数料(非課税)については、本業務に含むものとする。

2-3 点検作業

点検は、次の項目とする。

船 体	船外機(エンジン)
・外観等船体全般(ガタツキ、損傷、腐食等) ・燃料タンク、ホース及びコックの状態 ・ステアリング装置の作動 ・その他機能上必要な箇所	・取付状況及び外観全般、オイル漏れの有無 ・エンジンのかかり具合、アイドルリング状態 ・チョークの作動、タイミングベルトの状態 ・冷却水の上がり具合及び漏れの有無 ・プロペラ及びナットの状態、チルト機構の作動 ・バッテリーの状態 ・各部増し締め、その他機能上必要な箇所

2-4 整備作業

- (1) 整備内容は次のとおりとする。

なお、取替部品等は各船外機の型番に適合した部品等を選定した上で取替を行うものとする。

設備等名	整備箇所	整備等内容	数量	備考
巡視船	船外機 (F225AET)	エンジンオイル取替	5.8L	ヤマハ純正 SL 相当品
		オイルフィルター取替	1 個	
		フューエルフィルター取替	1 個	
		プラグ取替	6 本	
		ギアオイル取替	1.5L	エア抜きに必要な量は除く
		ガスケット(ギアオイル用)	1 個	
		ウォータポンプリペアキット	1 個	
	船体・ 船外機	バッテリー	1個	ディープサイクル マリンバッテリー 参考型式:DCM-M31 100Ah(20HR)、 650A(CCA)
		補助材料類	1式	
		信号紅炎	1 本	

作業船	船外機 (FT60GET)	エンジンオイル取替	2.1L	ヤマハ純正 SL 相当品
		オイルフィルター取替	1個	
		フューエルフィルター取替	1個	
		プラグ取替	4 本	
		ギアオイル取替	0.69L	エア抜きに必要な量は除く
		ガスケット(ギアオイル用)	1 個	
		ウォーターポンプリペアキット	1 個	
	船体・ 船外機	補助材料類	1式	

- (2) エンジンオイル・フィルター等の取替にあたっては、水分や異物等が混入しないよう十分注意して作業を行うものとする。
- (3) 整備作業にあたり、取替部品等で状態が良好な部品等については、担当職員と協議した上で予備品とするものとする。
- (4) 点検作業は、船舶(巡視船、作業船)を艇庫(陸上部建物内)の台枠上に乗せた状態で実施するものとする。
- (5) 船舶の陸揚げ、貯水池への降ろし作業は機構において実施する。

2-5 試運転

点検完了後は、味噌川ダム貯水池内において試運転を行って運転状況を確認し、その結果を点検業務報告書により報告するものとする。

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月4日に交付された「味噌川ダム船舶点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。